

令和元年度 第17回部長会（概要報告）

- ・日 時 令和2年3月3日（火）午前9時00分～
 - ・場 所 八尾市役所庁議室
 - ・出席者 市長・副市長・教育長・病院事業管理者・水道事業管理者・各部局長・理事等
-

【市長あいさつ】

現在、3月定例会が開会中ですが、2月21日に市政運営方針を述べるとともに、25日から28日には、各会派からの代表質問、11名の議員から個人質問がありました。また、3月5日からは、保健福祉、文教、建設産業、総務の順にて委員会・分科会が開催されます。各部局・所属においては、適切かつ前向きな答弁ができるように準備をお願いします。

次に、本市における新型コロナウイルス感染症対策についてですが、1月16日の国内患者発生報道を受け、17日から、市民への注意喚起と予防策等について、市ホームページにて情報発信・提供を行うとともに、27日に危機管理対策本部を設置し、これまでに計6回の危機管理対策本部会議を開催してきたところです。2月24日に開催された専門家会議では、「これから1～2週間が（感染の）急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」との見解が出され、本市においても、大阪府の方針に基づき、3月20日までの間、市主催の行事・式典等の開催を原則中止もしくは延期としました。

また、2月27日には、3月2日～24日までの間、市内の学校園等の臨時休校を、また2月28日には、3月3日～13日までの間を基本として、市の公共施設の臨時休館を決定しました。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信については、連日、ホームページの更新など、全庁的に取り組んでいます。さまざまな情報があふれる中、いま我々に求められているのは、分かりやすく正しい情報を、速やかに市民の皆さんに届け、しっかりと理解していただくことです。つきましては、市民の皆さんへの親切丁寧な説明とあわせて、各種団体の協力も求めながら、情報の取得が困難な高齢者や障がいのある方、外国人の方などへの周知にも努めるようにお願いします。

この間、危機管理課や保健所を中心に、各部局の職員・教職員の皆さんには、通常業務に加えて、議会開会中での対応も重なり、たいへんご苦勞をお掛けしています。残念ながら、今はまだ先を見通せる状況にはありませんが、今が大切な時期です。私自身も緊張感をもって、職務を果たしてまいりたいと考えていますので、引き続き市民の安全・安心のため、それぞれの持ち場で、万全な準備・対応にあたっていただくようにお願いします。

さて、2月20日より、出張所での証明発行・届出業務を再開しました。2月27日までの5開庁日における出張所での市民課関係業務における概況については、件数（枚数）ベースで、証明書発行が1,388件、各種届出が90件となっており、同期間の本庁市民課窓口と合算した全件に占める割合は、証明書発行が約28%、各種届出が約15%となっています。

これから年度末に向けては、転入・転出・転居等による住所変更などに伴う窓口業務等が集中するため、窓口等の混雑を緩和するとともに、市民サービスの向上のための臨時開庁を、今年度も3月22日に実施します。当日は、市民課・健康保険課・資源循環課（ごみ袋の配付窓口）の窓口業務を実施することになりますが、従事する職員の皆さんには、大変ご苦勞をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。また、毎月第2日曜日の「休日定期開庁」についても、3月8日に実施しますので、しっかりと市民の皆さんに周知していただくようお願いいたします。

最後になりますが、早いもので今年度も残すところ、あと1ヶ月となりました。職員の皆さんには、平素にも増して体調管理に万全を期し、今年度の事務事業をしっかりとやり遂げていただくとともに、新年度に向けての準備を十分に整えていただき、年度末の忙しいこの時期を乗り切っていただくようお願いいたします。

案件

1 「八尾市人口ビジョン・総合戦略」の計画期間延伸について 政策企画部長

本市においては、人口の現状と将来の展望を提示し、そこから見えてくる課題に対応するため、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「八尾市人口ビジョン・総合戦略」を平成28年3月に策定し、人口減少への対応や若い世代に選ばれるまちをめざして取り組みを進めているところである。

国の地方創生の取り組みが始まって5年となり、本市同様、今年度は多くの自治体で総合戦略の計画最終年度の年となっていることから、国では次のような見解が示されている。

まず、地方創生関係交付金の活用については地方版総合戦略が策定されていることが条件であるため、総合戦略に切れ目のないようにしなければいけないこと。

次に、国の第2期策定が令和元年12月であり、残り3ヶ月での策定を市町村に求めることは難しいと認識していること。

最後に、既存の総合戦略の計画期間延長を図るなど、各自治体の事情に応じた、適切な判断を求めること。

これらの見解を鑑み、次期総合戦略を策定するにあたり勘案すべき国の次期総合戦略が令和元年12月に、府の次期総合戦略が令和2年3月にそれぞれ策定されること、また、本市の第6次総合計画のスタート年度と整合性を合わせるため、本市の現行の総合戦略については計画期間を1年延伸し、令和2年度に次期総合戦略を策定、令和3年度からの計画期間をスタートとする旨、令和元年7月1日に開催された、八尾市総合計画審議会総合戦略部会において了承されている。

なお、1年延伸の内容としては、基本目標や基本的方向・施策、主な取り組み等の項目は変更せず、基本目標指標と施策KPIの目標値を見直すこととしており、詳細については、資料にて確認をお願いする。

これらの内容について、部局内で周知するとともに、引き続き地方創生の取り組み推進に協力をお願いする。

また、次年度以降早々に着手を予定している、次期総合戦略の策定についても、協力をお願いする。

<発言は特になし>

2「令和元年度超過勤務縮減状況及び次年度の取り組みについて」

人事担当部長

まず、令和元年度の12月までの超過勤務縮減状況である。

今年度は、労働基準法の一部改正による時間外労働の上限規制等の導入など、超過勤務の抑制に取り組んでいるところであり、全体の実績では、平成26年度比20%縮減は達成している状況である。

さらに次年度は、「新やお改革プラン 実行計画」に基づき、超過勤務の縮減に引き続き取り組みを進めるため、次年度より、平成30年度比10%縮減という新たな目標値を定めている。

各部局においては、職員の健康管理の観点からも、時差出勤の活用、事前命令の徹底、振替休日の同一週取得の徹底を図るなど、あらためて組織マネジメントを発揮し、働き方改革の取り組みの推進をお願いする。なお、来年度の縮減計画については、超過勤務縮減シートの提出を各課に依頼するので、協力をお願いする。

【植島副市長】市長は就任後、身を切る改革として報酬カットや退職金の廃止という取り組みをされたが、職員の給与カットはしないと言われている。しかし、平成30年度決算では超過勤務にかかる手当等が10億円近くに上り、令和2年度当初予算では会計年度任用職員関連を中心に人件費として7億6000万円の増となるなど、人件費が他の費目に比べて突出している状況である。そのような中であり、平成30年度比超過勤務10%縮減は厳しいハードルではあるものの、職員の給与カットとならないよう、人件費の総額抑制にしっかりと取り組んでもらいたい。

令和2年の目標達成に向けて取り組むことはもちろんであるが、再度、現場で働く職員の目線や考え方を確認し、廃止・縮小できる業務はないのか、効果的・効率的に改善できる仕事がないのかについて検討するとともに、他市の先進事例を研究し、行政改革課にも提案してもらいたい。一時的には経費がかかっても、将来的に効果があり、職員のモチベーションの向上につながるものであれば、取り入れていただきたい。

その他案件

1「包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」

政策企画部長

包括外部監査の結果等については、各所管で改善に取り組んでいるところであるが、その結果に基づき、本年1月20日までに講じた改善措置等の内容について、例年は監査委員への通知後、3月の部長会にて報告していたが、今年度は、会議日程の都合上、本日の午後に監査委員へ通知を行う予定である。このため、部長会では、内容の報告ができないことから、監査委員への通知後、各部長へ改善措置等の資料を送付することで報告にかえるので、確認をお願いする。

なお、この結果等については、3月の総務常任委員協議会においても、報告する予定である。また、各部局においては、結果に対する措置だけでなく、意見に対する対応についても、前向きな検討・改善に尽力をしてもらっているが、迅速な対応と市民に対する説明責任が十分果たせるよう、今後も引き続き、積極的に検討を進め、新たな取り組みや動向等について、報告をお願いする。

<発言は特になし>

2「新型コロナウイルス感染症対策としての休暇等の取扱いについて」 人事担当部長

令和2年2月28日の危機管理対策本部会議終了後に、通知文書を発出し、新型コロナウイルス感染症の対応等について、協力をお願いしているところであるが、休暇の取扱いについても、対応をお願いする。

現在、国家公務員では、令和2年3月1日付で人事院が、各府省に対して、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の通知を発出し、対応を行っている。

地方自治体に対しても、都道府県を通じて、本通知を参考にして適切に対応するよう要請があり、本市も、国家公務員と同様の対応を行うこととしたので、所属長への周知をお願いする。

取扱いの内容であるが、職員が資料に記載している次の項目に該当した時には、特別有給休暇として取扱うこととするものである。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。

次に、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。

最後に、職員が、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する入国時の停留の対象となった場合。（ダイヤモンドプリンセス号のように、感染が疑われる者の上陸を止める趣旨）

また、臨時的任用職員が、これらの項目に該当した時には、有給の職免として取扱うこととする。

【福田病院事業管理者】対象者は、新型コロナウイルスに感染していると診断を受けた者ということか。

【太尾人事担当部長】新型コロナウイルスに感染しているとの医師の診断があった場合については、病気休暇の対応となる。疑わしい場合など、国の方針に照らし勤務しないことが適当と判断される場合については、特別有給休暇の対応となる。

【轉馬副市長】上限はあるのか。

【太尾人事担当部長】上限はない。